

# 焼却炉を緊急停止しています

十一月二十五日にクリーンセンターからの放流水に含まれるダイオキシン類が排出基準を超過したことが判明し、緊急に焼却炉の運転と同センターからの排水を停止しました。現在、原因調査に総力を挙げて取り組んでいます。放流水は水道水源には流れておらず、人体への影響はないと考えられますが、町民の皆さんには多大な不安を与えてしまいました。たことをお詫び申し上げます。

現在、燃やすごみは横浜市の協力と民間事業者への委託により処理をしております。燃やすごみをできるだけ減らしていただくようご協力をお願いします。

- ・ミックスペーパーや容器包装プラスチックなどの分別徹底をお願いします。
- ・生ごみの水分をよく切ってください。
- ・草木類は臨時的に別に回収し堆肥化をしますので、草木だけを袋に入れて出してください。



▲スーパーの前でごみ減量の呼びかけ

## ごみの減量に向けて

今後の方針の説明会を開催し、新しいごみの分別・収集方針について説明会を実施します。

- ・ 一月十二日(水)十時 下山口会館
  - ・ 一月十六日(日)十時 一色小新館
  - ・ 一月十八日(火)十時 長柄会館
- ※事前の申し込みは不要。  
 ※車での来場はご遠慮ください。  
 ※葬儀で会場が使用できない時は延期します。

問合せ 環境課 ☎内線四五一

クリーンセンター ☎八七六一二五三

# 寄付禁止のルールを守って 明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄付は禁止。有権者が求めることも禁止

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると罰せられます。

また、有権者が寄付を求めるとも禁止されています。

問合せ 選挙管理委員会 ☎内線四四〇

 お歳暮やお年賀	 入学祝・卒業祝	 病気見舞い	 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典	 葬式の花輪・供花	 落成式・開店祝の花輪	 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入
 お祭りへの寄附や差入	 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入	<b>贈らない! 求めない! 受け取らない!</b>	

### 選挙人名簿登録者数 (12月2日現在)

男(人)	女(人)	合計(人)
12,953	14,774	27,727

# トントンが生まれ変わりました



十二月一日に作業所トントンが引っ越し（堀内二一五八、花の木公園の上）をして、障害者自立支援法の指定就労継続支援B型「トントン工房」と葉山町地域生活支援センター「ポート」に生まれ変わりました。

## トントン工房

（指定就労継続支援B型事業所）

**目的** 障害があっても活動を通して、地域で自分らしく生きることが支援します。（おもに就労準備に焦点をあてます）

**事業内容** 手芸品製造・弁当製造・販売、葉山町役場内売店販売、情報誌ポスティング、翻訳、学習支援、ホームページ作成等  
**時間** 九時～十六時（体調に応じてシフト制）

※登録及び町による利用決定が必要です。

## 葉山町地域活動支援センターポート

（地域生活支援事業）

**目的** 障害があっても希望を持って、地域の中で自分らしく生きることが支援します。

**事業内容** プログラム活動（料理・パソコン教室・手芸・園芸・スポーツなど）、受注作業（清掃・ダイレクトメールなど）、地域交流（講演会・コンサートなど）、ピア活動支援

**時間** 九時三十分～十五時三十分

（時間内で自由参加）

※登録が必要です。

**問合せ** ☎八七五〇七四五八

☎八七五〇二四九〇

※二階のコミュニティルームは町民であればだれでもご利用できます。どうぞお気軽に見学にいらしてください。



お知らせ

平成二十二年 度

## 葉山町非核平和標語

## コンクール入賞作品

平和事業の推進のため、町内在住・在学の中学生を対象に標語を募集したところ、三十五人から六十一名の作品の応募がありました。

十一月二十五日に開催された選考委員会で厳正に審査した結果、次の生徒の作品が選ばれました。（敬称略、学校・学年については、応募時の平成二十二年九月のものです）

**問合せ** 企画調整課 ☎内線三三三二

### 金賞

核のかさ 閉じれば晴れ間 見えてくる

杉本美穂子（南郷中学校二年生）

### 銀賞

キノコ雲 二度と浮かばぬ 空願う

松田 浩翼（南郷中学校二年生）

### 銅賞

核の雨 なくして平和の 晴れの日に

田中 豪（葉山中学校三年生）

### 佳作

信じたい 核がなくなる 未来の日

神田 晶子（葉山中学校三年生）

漕ぎ出そう 平和の舟を 葉山から

深田 祐太（葉山中学校三年生）

核のない 幸せの調べを 奏でよう

越智 桃子（葉山中学校二年生）

平和を守る 勇気と優しさ 葉山から

津久井菜月（葉山中学校三年生）

宇宙から 見える緑は 平和の証

深田 春佳（葉山中学校二年生）

# 鎌倉税務署 からのお知らせ

問合せ 鎌倉税務署 個人課税第一部門  
☎〇四六七二二一五五九一(代)

## ◆所得税の申告は三月十五日までに

税務署窓口で、所得税・贈与税・消費税についての相談と申告書の受け付けをします。土日祝日は開署していませんが、二月二十日(日)と二十七日(日)のみ確定申告書作成のアドバースや申告書の受け付けをします。

税務署の駐車場は四月中旬まで利用できません。臨時駐車場もないので、車での来署はご遠慮ください。なお、各申告書は郵送、税務署の時間外収受箱への投かんにより提出できます。

### 受付期間

#### ①所得税

二月十六日(水)～三月十五日(火)  
※所得税の還付申告の場合は、一月から申告書を提出できます。

※還付金の受け取りは、銀行・ゆうちょ銀行などの預貯金口座への振込みが便利です。

#### ②消費税(個人事業者)

一月四日(火)～三月三十一日(木)

#### ③贈与税

二月一日(火)～三月十五日(火)

## ◆確定申告書臨時提出所を設置

鎌倉税務署に提出する確定申告書を受け付けます。申告相談はしません。

場所 イトーヨーカドー大船 一階

エスカレーター横

期間 二月十六日(水)～三月十五日(火)

時間 十時～十六時

※土・日及び休業日を除きます。

## ◆税理士会による小規模納税者等のための無料申告相談会

小規模納税者(白色申告者)の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告が対象です。対象外 譲渡所得がある、相談内容が複雑、所得金額が高額の場合は、税務署で相談してください。

日時 二月二日(水)・三日(木)  
九時三十分～十六時(十二時～十三時は除く。受付は十五時三十分まで。相談者多数の場合は早め受け付けを終了します。)

場所 福祉文化会館

※前年まで実施していた年金受給者等申告指導相談会は本相談会と一

体化されました。

## ◆国税電子申告納税システム(e-Tax)をご利用ください

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、e-Tax用申告データを作成し、直接電子申告することが出来ます。平成二十二年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して申告期間内にe-Taxですると、所得税額から最高五千円の控除を受けることが出来ます(平成十九年分から平成二十一年分の確定申告で本控除

の適用を受けた人は除きます)。事前に利用開始のための手続きが必要です。詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。

URL <http://www.e-tax.nta.go.jp>  
当コーナーを利用して作成した申告書は、印刷して郵送又は税務署の時間外文書収受箱に投かんして提出することも出来ます。そのほか、確定申告に関する各種情報、申告書・届出書などの各種様式のパソコンからの入手については、国税庁ホームページをご覧ください。

## 介護保険に関する費用を確定申告するには

問合せ 福祉課 ☎内線二三二～二三三四

平成二十二年一月一日から十二月三十一日までに支払った介護保険料やサービス利用料(自己負担分)は、所得税の確定申告や町・県民税申告の際に所得控除の対象となります。

### ●介護保険料

介護保険料や健康保険料の社会保険料は、「社会保険料控除」の対象です。

注意 特別徴収(年金から天引き)された介護保険料は、その年金受

給者本人の納付となります。従って、他の人の控除には使えません。対象 平成二十二年中に納付した保険料額

※介護保険料の納付金額は、一月末にお知らせします。

※申告には証明書や領収書は必要ありません

### ●おむつ代は「医療費控除」の場合も

寝たきりや認知症または治療上お



▼サービス利用料（表①）

	居宅（在宅）介護サービス	施設介護サービス
対象となるサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ケアプラン」に基づいた次の医療系サービス（介護予防含む）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・通所リハビリテーション（デイケア）</li> <li>・短期入所療養介護（医療系施設のショートステイ）</li> </ul> </li> <li>●上記サービスと併せて利用した場合は、次の福祉系サービスも対象となります。（介護予防含む）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護（生活援助を除く）</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・通所介護（デイサービス）</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・短期入所生活介護（福祉系施設のショートステイ）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次の施設サービス費の自己負担額（介護費用、居住費及び食費）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>②介護老人保健施設</li> <li>③介護療養型医療施設</li> </ul> </li> <li>※②③については、診療・治療上必要な「特別室の利用料」も対象です。</li> </ul>
対象となる費用	居宅サービス費の自己負担額（介護費用、短期入所療養介護の居住費、通所リハビリテーション（デイケア）と短期入所療養介護の食費）	施設の種類により異なります ①介護老人福祉施設は自己負担額の2分の1 ②介護老人保健施設は自己負担額の全額 ③介護療養型医療施設は自己負担額の全額
申告に必要なもの	居宅サービス事業者が発行した領収書	介護保険施設が発行した領収書

むつを使用している場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」を添付すると領収書のあるおむつ代が医療費控除の対象となります。かかりつけの医師に証明書が必要な旨を申し出てください。

要介護認定を受けた人でおむつ代の医療費控除を受けるのが二年目以降の場合は、「おむつ使用証明書」に代わる「確認書」を、町が発行できる場合がありますので、まずは福祉課

へお問い合わせください。（即日発行不可）

対象 二十二年中にかかったおむつ代申告に必要なもの おむつ使用証明書か確認書、領収書

●要介護認定者は「障害者控除・特別障害者控除」対象の場合も

身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、「年齢が六十五歳以上で、精神又は身体に障害があり、そ

の障害の程度が障害者に準ずると町の認定を受けている人」は障害者控除・特別障害者控除を受けることができます。

認定の手続き 要介護認定訪問調査の内容をもとに判定し、対象者には、福祉課で「障害者控除・特別障害者控除対象者認定書」を発行します。福祉課に問合せ後申請してください。（即日発行不可）

申告に必要なもの 町が発行した障

害者控除・特別障害者控除対象者認定書

●サービス利用料（自己負担分）

表①のサービス利用をした場合、その領収書内の「医療費控除の対象となる金額」は医療費控除の対象となります。高額介護サービス費等で補てんされる金額は、「保険金などで補てんされる金額」として「医療費控除」を計算してください。

「葉山ですごいのは『人』だ」

～まちづくり展から～

9月30日～10月3日、葉山町立図書館を会場として第10回「葉山まちづくり展」が開催されました。今回のまちづくり展には28団体が参加し936人の来場者があり盛況のうちに終了しました。皆様のご協力ありがとうございました。会場に来た人に「発見・伝承 すごいぞ葉山」をテーマの『すごい』についてご意見をうかがったところ、もっとも多かったのは「自然の豊かさがすごい」で、「海、山、森等すべての自然が揃っている」（堀内、男、40代）、「葉山は緑がたくさんあってすごい。大人になっても自然豊かなままでいてほしい」（南郷中、1年男子）などと、多くの年代で高い支持がありました。



「すごいのは実は葉山の人だ」との回答も数多くありました。「葉山は人と接しやすいところがすごい」（堀内、男、30代）、「葉山に来て2年、子育てをしているが年上の人たちに助けられ、葉山がどんどん好きになることがすごい」（長柄、女、30代）などです。

アンケート結果の全文は「葉山まちづくり協会」のホームページ【お知らせコーナー】に掲載しています。

問合せ 葉山まちづくり協会 ☎876-0421